

第1節 市街地災害応急対策

[市・枚方寝屋川消防組合]

消防機関は、市街地災害に際して、災害をガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

市街地において大規模な火災が発生した場合には、市、消防機関、府、寝屋川警察署及び自衛隊は相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

1. 火災の警戒

(1) 火災気象通報

大阪管区気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、知事に通報する。知事は市長に伝達する。（消防法第22条）

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/s以上となる見込みのとき。但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

(2) 火災警報

枚方寝屋川消防組合管理者は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災警報を発令する。（消防法第22条）

(3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、枚方寝屋川消防組合火災予防条例で定める火の使用制限に従う。

(4) 住民等への周知

「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第2章第2節 災害広報」に準じ、住民に対して、警報のみならず予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知には、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、自主防災組織などの住民組織と連携して徹底を図る。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

2. ガス漏洩事故

(1) 消防活動体制の確立

(2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

(3) 火災警戒区域の設定

(4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、寝屋川警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷

者の救護搬送措置を行う。

(6) ガスの供給遮断

ア. ガスの供給遮断は大阪ガス株式会社が行う。

イ. 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

3. 火災等

消火活動は、「地震災害応急対策・復旧対策編 第1部第1章第6節 消防計画」に準じ活動を行う。

(1) 災害発生状況の把握及び消火活動

市及び消防機関は、高所見張り、ヘリコプター等を通じて火災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

(2) 消火活動

市は初動体制を確立し、また、消防機関は非常警備体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

また、延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

消防機関は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

ア. 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担

イ. 活動時における情報収集、連絡

ウ. 排煙、進入時等における資機材の活用対策

エ. 高層建築物、地下街等の消防用設備等の活用

オ. 高層建築物における屋上緊急着陸場等の活用

カ. 浸水、水損防止対策

(3) 相互応援

市及び枚方寝屋川消防組合は、市街地における火災が延焼・拡大し、単独では十分に火災防ぎょ活動ができない場合には、協定締結市町、府等に応援を要請し、相互に密接な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

4. 中高層建築物、地下施設の管理者等

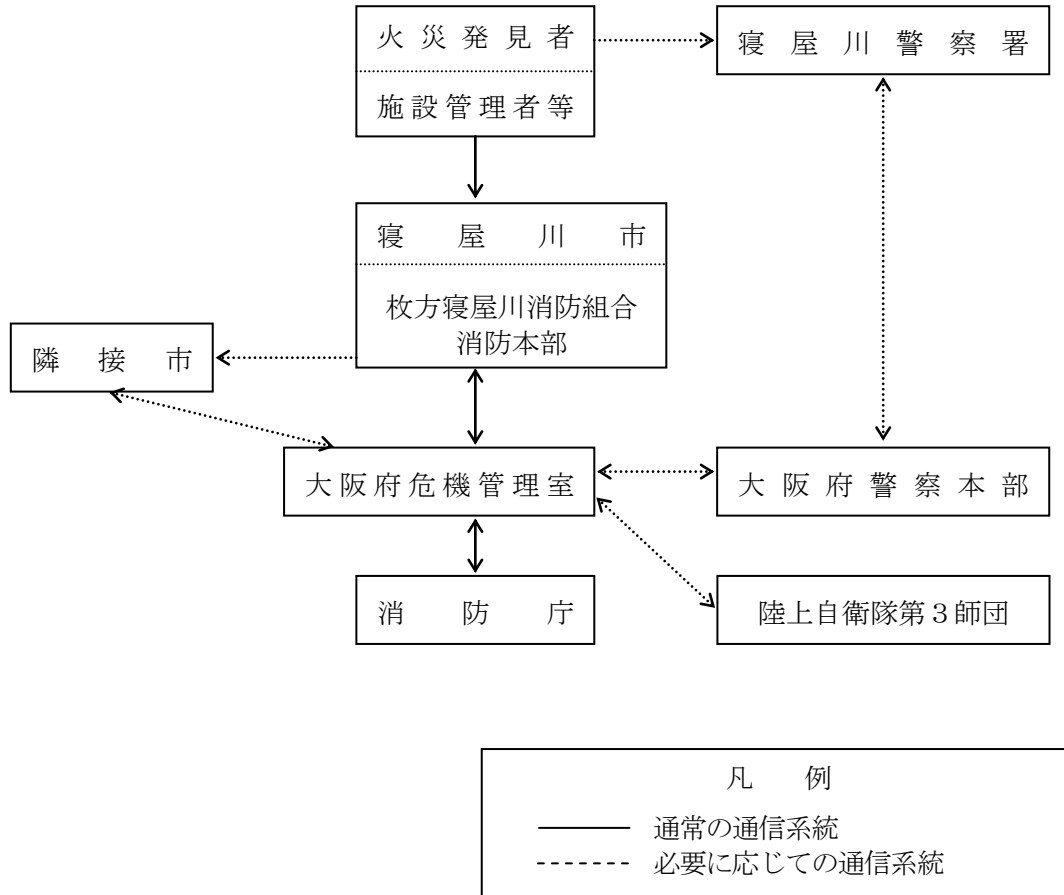
(1) ガス漏れ、火災等が発生した場合、中高層建築物、地下施設の管理者等は、枚方寝屋川消防組合等へ通報するとともに、その被害の状況、災害応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

(2) 中高層建築物、地下街等の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。

(3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

5. 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



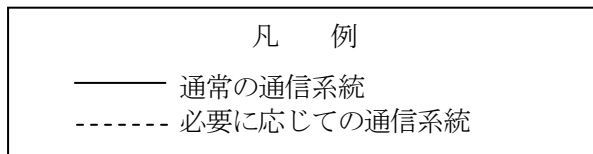
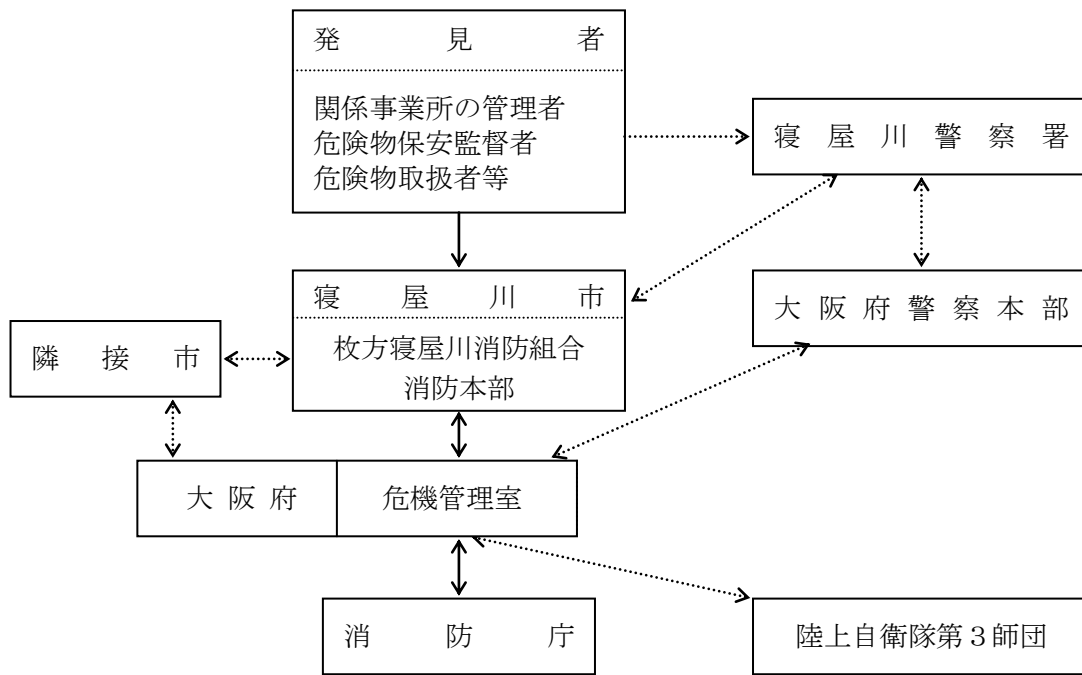
第2節 危険物等災害応急対策

[市・枚方寝屋川消防組合]

市、消防機関及び関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。なお、活動にあたって人命保護を優先して行う。

1. 危険物災害応急対策

- (1) 市及び枚方寝屋川消防組合は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 枚方寝屋川消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - ア. 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - イ. 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ウ. 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立
- (3) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な災害応急対策を実施する。
- (4) 応援の要請
市長及び枚方寝屋川消防組合管理者は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により市町村長に対し応援を要請する。
- (5) 通報連絡体制
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

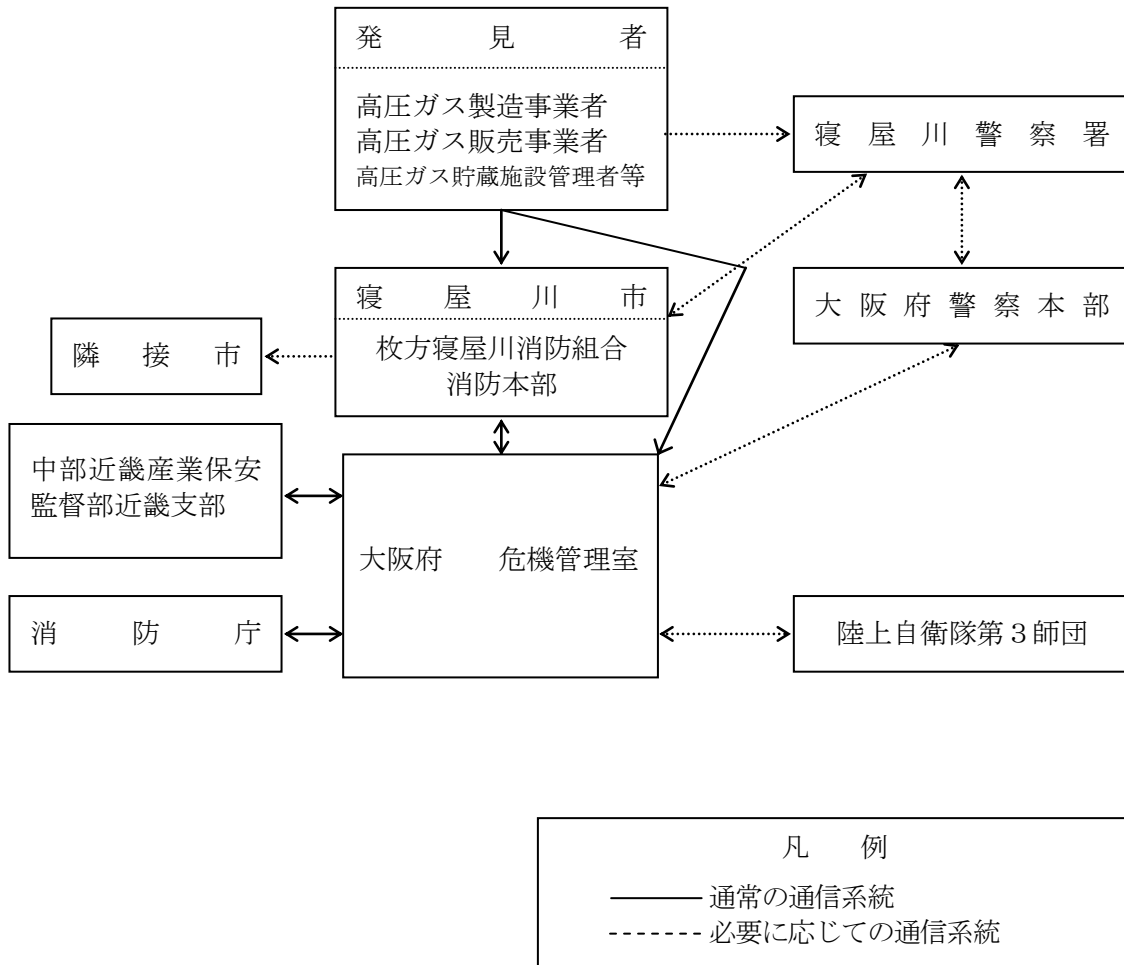


2. 高圧ガス災害応急対策

(1) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、火災現場においては、高圧ガスの中でも有毒ガス関係施設のガスの濃度、風向、風速等には特に留意して実態の把握に努め、人命の保護を優先し、広報活動、避難誘導を図る。また、警戒区域の設定、適正な消火活動などの必要な防ぎょ活動を実施する。

(2) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

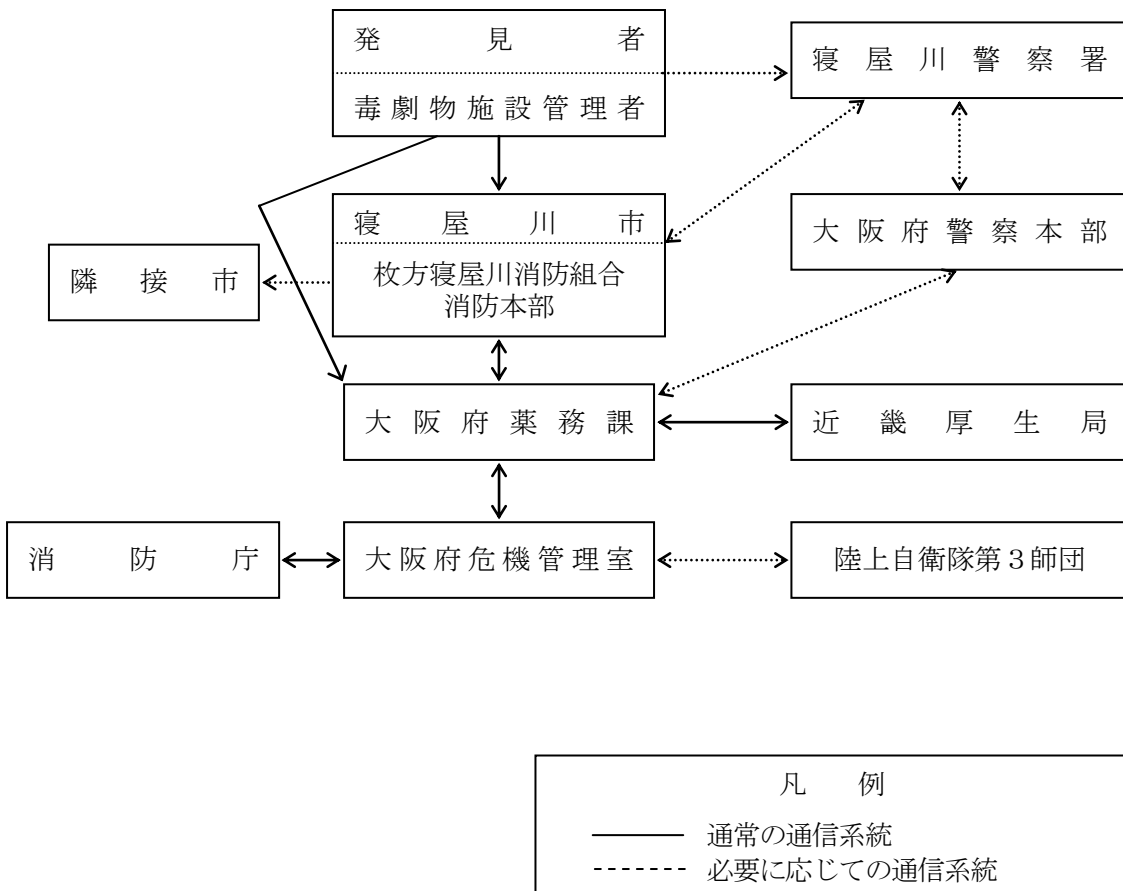


3. 毒物劇物災害応急対策

(1) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、毒物及び劇物の貯蔵、取扱施設における火災防ぎょに際しては、専門家の立合いを求めて、その数量、種類、危険性を早期に把握し、避難誘導等人命保護を優先して危険予防を図る。その他については、高圧ガスの防ぎょ活動に準じて行う。

(2) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



4. 放射性物質保有施設（医療機関等）災害応急対策

- (1) 市及び枚方寝屋川消防組合は、放射性同位元素に係る施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。
- (2) 市及び枚方寝屋川消防組合は、放射性同位元素の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。
- (3) 災害応急対策の内容
 - ア. 関係機関への情報連絡及び広報
 - イ. 放射線量の測定
 - ウ. 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
 - エ. 付近住民等の避難
 - オ. 危険区域の設定と立入制限
 - カ. 交通規制
 - キ. その他災害の状況に応じた必要な措置

第3節 その他災害応急対策

[市・枚方寝屋川消防組合・関係機関]

航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、大火災・大爆発事故、雑踏における事故など市民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある大規模事故の際には、災害の態様に応じ、「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復旧対策」の各計画を準用し、防災関係機関が相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の災害応急対策を講ずる。

1. 対応措置

(1) 通報

市内において大規模事故を発見した人は、直ちに市、寝屋川警察署又は枚方寝屋川消防組合等に通報する。

通 報 先	専用電話	加入電話
寝屋川市役所	—	072-824-1181
寝屋川警察署	110	072-823-1234
枚方寝屋川消防組合	119	072-852-9800
消防団	—	072-824-1181（代表）

(2) 事故対策本部の設置

大規模事故が発生した場合、関係機関は、救助、救急医療その他災害応急対策を実施するため事故対策本部を設置する（必要に応じて、前線指揮本部を設置する）。事故対策本部の設置や活動等は、事故の種類や規模等に応じて実施する。

(3) 情報の収集・伝達

市、府及び当該事故の関係機関等は、情報の収集に十分な連絡を取り、相互に交換する。

(4) 救助、救急医療活動（市保健福祉センター及び当該事故関係機関）

ア. 医師及び看護師の派遣

イ. 医療機材及び医薬品の輸送

ウ. 負傷者の救助

エ. 現地における災害応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

(5) 消防活動

枚方寝屋川消防組合及び消防団は、消防活動等災害拡大防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(6) 救援物資の輸送

市、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

(7) 応急復旧用資機材の確保

市、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(8) 交通対策

寝屋川警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

2. 事故処理

当該事故関係機関は、寝屋川警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

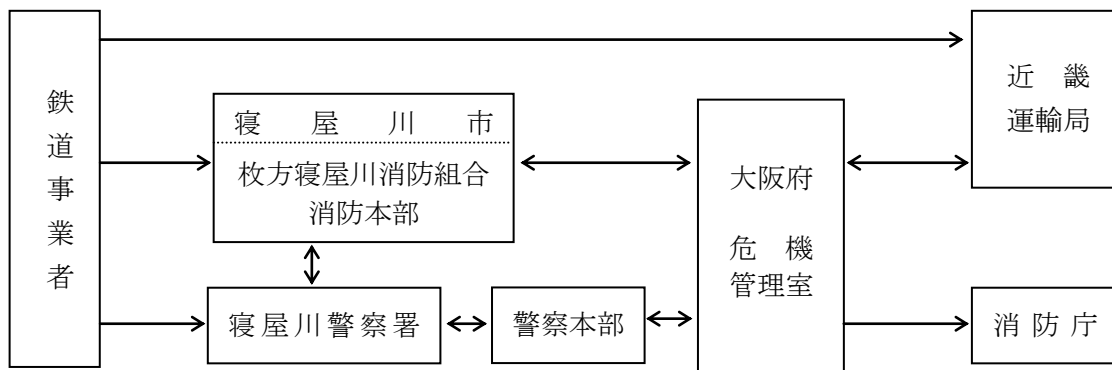
3. 情報収集伝達体制

(1) 航空機事故

市をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(2) 列車事故

ア. 情報収集伝達経路

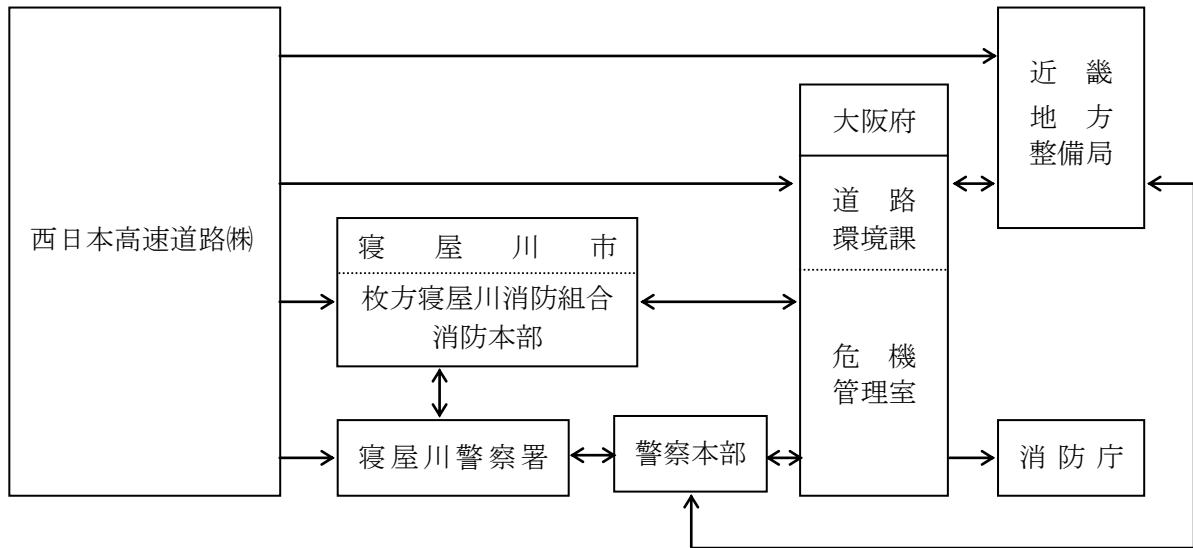


イ. 収集伝達事項

- (ア) 事故の概要
- (イ) 人的被害の状況等
- (ロ) 災害応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (エ) 応援の必要性
- (オ) その他必要な事項

(3) 自動車事故

ア. 情報収集伝達経路



イ. 収集伝達事項

- (ア) 事故の概要
- (イ) 人的被害の状況等
- (ウ) 災害応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (エ) 応援の必要性
- (オ) その他必要な事項

